

平成 28 年 7 月 19 日

厚生労働省 年金局  
企業年金国民年金基金課 御中

一般社団法人 信託協会  
年金専門委員会

「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等の施行に伴う  
関係通知の改正案」に関する意見

平成 28 年 6 月 20 日付で意見募集のあった「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等の施行に伴う関係通知の改正案に関する御意見募集（パブリックコメント）について」に関する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等の施行に伴う  
関係通知の改正案」に関する意見

項番	内容
1	<p>【Ⅱ 主な改正内容 1. (2) について】</p> <p>リスク分担型企業年金では制度変更により「給付財源－財政悪化リスク相当額÷2」が減少した場合は給付減額となるということであるが、「給付財源－財政悪化リスク相当額÷2」が減少せず、各加入者および受給権者の給付現価の相対的な大きさが変更となった場合（例：加入者のみ制度変更を行い、過去分だけを給付増額した場合や、制度変更による給付現価の増加額が掛金収入現価の増加額より大きい場合には、受給権者の調整率が減少する可能性が高くなる）は給付減額と判定されなくなってしまうのではないか。</p>
2	<p>【Ⅱ 主な改正内容 1. (3) ③について】</p> <p>特別掛金額の「最も長い残存期間」とリスク対応掛金額の「最も短い残存期間」との比較は、実施事業所毎又は給付区分毎に行うとの理解で良いか。</p>
3	<p>【Ⅱ 主な改正内容 3. (1) について】</p> <p>実施事業所が段階的にリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金をリスク分担型企業年金に給付設計を変更する場合についても掛金等の特例的取扱いが認められるとのことであるが、段階的な給付設計の変更に限らず、リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金が加入者の給付設計のみをリスク分担型に変更する場合にも掛金等の特例的取扱いを認めていただきたい。</p>
4	<p>【Ⅱ 主な改正内容 3. (5) について】</p> <p>現行の基準では、特別掛金について、給付区分別や実施事業所別の設定、給付区分特例及び承継事業所償却積立金がある場合の取扱いが、通知「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的取扱いについて」において定められている。</p> <p>リスク対応掛金の導入にあたっては、リスク対応掛金についても上記同様の取扱いを認めていただきたい。（例：各実施事業所にリスク対応額を合理的な方法で振り分け、実施事業所毎にリスク対応掛金を設定することができる。）</p>